

アケボノ会役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人アケボノ会役員の定款第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。各年度の報酬の総額は以下の金額を超えないものとする。

1. 評議員 30万円
2. 理事 30万円
3. 監事 10万円

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額及び算定方法)

第4条 役員等及び評議員に対する報酬等の額は、別表に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 報酬

- 1 理事長が法人の用務で執行を行ったときは、日当5,000円と交通実費を支給するものである。
- 2 役員等に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 4 理事長、役員等及び評議員に対する費用は別表3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議委員会への出席など法人施設運営のための業務にあたった都度、現金支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年1月31日改訂
- 3 この規程は、令和2年3月27日最終改訂

別表1

区 分		報酬等	旅費の額
アケボノ会理事会	理 事	日当 5,000円	社会福祉法人 アケボノ会旅費規程による
理事会	監 事	日当 5,000円	
決算監査・出納監査	監 事	日当 5,000円	

別表2

区 分		報酬等	旅費の額
アケボノ会評議員	評議員	日当 5,000円	社会福祉法人 アケボノ会旅費規程による

別表3

交通機関	交通費（2キロメートルを超える場合）
公共機関 その他	実費 1キロメートルにつき50円（高速代別途支給）

※自宅～法人本部を基準とする。

上記日当額は、源泉所得税控除後の金額を表記するものとする。